

・令和3年3月末時点で算定していれば4月以降も引き続き算定しているとみなすことができる加算の一覧（広域連合関係分）

	サービス種別	加算名称	旧加算区分	新加算区分
1	地域密着型通所介護	(旧)ADL維持等加算	あり	(新)ADL維持等加算Ⅲ (R4年度まで算定可)
2	地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	入浴介助加算 (旧入浴介助体制加算)	あり	加算Ⅰ
3	地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・総合事業（通所型/介護予防相当）	生活機能向上連携加算	あり	加算Ⅱ
4	認知症対応型通所介護・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・地域密着型特定施設入居者生活介護・総合事業（通所型/介護予防相当）	サービス提供体制強化加算	加算Ⅰイ	加算Ⅱ
5	地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算	加算Ⅰイ	加算Ⅱ (イの場合)
			加算Ⅲ	加算Ⅲロ (ロの場合)
6	居宅介護支援	特定事業所加算	加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ	<u>改定後の加算要件を必ず確認して必要に応じて届出を行うこと</u>

※ 今回の報酬改定で加算区分が変更になった加算の中で上記の表に記載されていないものについては、みなすことができる区分がないため、令和3年4月1日の時点で「算定なし」の状態になっています。所定の期限（加算算定の開始月の前月15日、施設・居住系は当月1日）までに改めて新たな区分での届出を行うまでは加算は算定できませんのでご注意ください。

4月及び施設・居住系を除く5月適用分については令和3年4月15日までが届出の提出期限でしたので、例えば今現在（4月20日）で提出を行った場合はグループホーム等の施設・居住系は5月から、それ以外のサービスは6月から算定が可能となります。

※ この表に記載されている加算は引き続き算定は可能ですが、単に“みなし”しているだけであり、今回の報酬改定による加算算定の届出は必要ですので未提出の事業者は速やかに届出をお願いします。